

訪問看護ステーションーツ葉

指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業 運営規程

1. 事業の目的・運営方針

社会医療法人善仁会が設置する訪問看護ステーションーツ葉において実施する指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の円滑な運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

- 利用者が要介護状態・要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能回復を図る。
- 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行う。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める
- 前項のほか、「指定居宅サービス等の人員、設備、及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施する。
- 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護師等によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

2. 事業所の名称

主事業所	名称	訪問看護ステーションーツ葉
所在地		宮崎市新別府町江口950番地1
従事業所	名称	訪問看護ステーションーツ葉 さどわらサテライト
所在地		宮崎市佐土原町下田島6843-1

3. 職員の職種・員数・職務内容

管理者：看護師 1 名（常勤職員）

職務内容：管理者：従業者に対し尊厳すべき事項について指揮命令を行う。

看護師：5名以上（常勤）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：必要に応じて配置

職務内容：訪問看護計画を作成し、当該計画に基づき指定訪問看護を提供する。
実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

事務員：1名以上

職務内容：必要な事務を行う。

訪問看護療養費に関する基準：機能強化型訪問看護療養費・24時間対応体制加算・特別管理加算
ターミナルケア体制

介護給費費算定に係る体制：サービス提供体制強化加算・看護体制強化加算・緊急時訪問看護加算
特別管理体制・ターミナルケア体制
介護予防サービス提供体制強化加算・緊急時訪問看護加算・特別管理
体制

4. 営業日・営業時間

営業日：月曜日～金曜日【国民の祝日、年末年始は休みとする】

営業時間：午前8時30分～午後17時30分

連絡対応体制：24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応・
訪問ができる体制

5. 通常の事業の実施地域

宮崎市・新富町・西都市・高鍋町

6. 訪問看護の提供方法・内容

提供方法

- 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の開始については、利用者の申し出により主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。
- 事業所は、居宅サービス計画書、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書、及び看護師のアセスメントに基づき、指定訪問看護計画書、指定介護予防訪問看護計画書を作成して、利用者に説明・提供し指定訪問看護。指定介護予防訪問看護を実施する。

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容

- 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- 療養生活や看護方法の指導・相談
- 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- 褥瘡の予防、処置
- ターミナル期の看護（指定介護予防訪問看護には含まれない）
- 認知症・精神病のあるかたの看護
- カテーテルの管理
- 清拭、洗髪、入浴などによる清潔の保持
- その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助

- 日常生活用具の選択・使用方法の指導
- 住宅改修の相談・指導

7. 緊急時における対応方法

- 訪問看護実施中に利用者の病状に急変及び緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- 前項においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告を行います

8. 事故発生時の対応

- 訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償損害を速やかに行います。
 加入保険名:賠償責任保険(東京海上日動火災保険会社)
 補償の内容:身体賠償・財物賠償・人格権侵害等

9. 利用料に関する事項(利用料金については別紙利用料金表に記載)

	介護保険(介護予防を含む)の場合	医療保険の場合
基本料金	介護保険個人負担割合分(1割~3割)	医療保険個人負担割合分(1割~3割)
その他の利用料 基本料金に追加され全額自己負担です。	支給限度額を超えるもの (全額自己負担) 衛生材料費 ご遺体のお世話:実費	休日・営業時間外の緊急訪問 :1回 1,500円 90分を超える場合(時間内) :30分ごとに4,500円 (時間外) :30分ごとに5,000円 交通費 片道1km20円 衛生材料費 ご遺体のお世話:実費 その他医療保険での報酬が算定できない訪問看護 1回:10,000円(90分まで)

10. その他の運営に関する留意事項

衛生管理

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備等の衛生的な管理に努めます。

個人情報の保護

*個人情報の利用はサービス提供に必要な範囲とします。

職員は業務上知り得た情報を漏らすことがないよう法律で義務付けられています。

個人情報の取扱等については、「個人情報に関する方針」「取り扱いについてのお知らせ」「利用目的」のとおりです。

虐待防止に関する事項

訪問看護を提供中に、当該事業所従業者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通達するものと定めています。

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの導入

健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います

その他の運営に関する重要事項

当該事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質向上を図るため研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備します。

11. 苦情処理体制

指定訪問看護の提供に関わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応します。苦情・相談窓口を設置し対応いたします。

苦情・相談窓口のご案内

◎訪問看護ステーションツ葉 管理者 齋藤由美子 電話 0985-64-8195

◎その他の苦情・相談窓口

宮崎県国民健康保険団体連合会・・・電話 0985-35-5301

宮崎市福祉部長寿支援課・・・電話 0985-21-1773

宮崎市福祉部 介護保険課・・・電話 0985-21-1777

小戸・橘地区地域包括地域包括支援センター・・・電話 0985-29-5073

中央東・檜北地区地域包括支援センター・・・電話 0985-60-0828

中央西地区地域包括支援センター・・・・・・・電話 0985-64-8597

檜南地区地域包括支援センター・・・・・・・電話 0985-23-0001

東大宮地区地域包括支援センター・・・・・・・電話 0985-22-08

大宮地区地域包括支援センター・・・・・・・電話 0985-61-1789

住吉地区地域包括支援センター・・・・・・・電話 0985-65-8080

北地区地域包括支援センター・・・・・・・電話 0985--36-0902

佐土原地区地域包括支援センター・・・・・・・電話 0985-48-7007

新富町福祉課介護保険課・・・・・・・電話 0983-33-6056